

入札監理小委員会における審議の結果報告
一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか）

林野庁の一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか）は、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年度から 2 年程度を契約期間として、民間競争入札を実施する旨が定められている。

上記に基づき民間競争入札実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 発注単位について

【論 点】

関東森林管理局管内の本局、森林管理署等の一般健康診断業務を一括して発注しているが適切であるか。《実施要項 1. 1（1）（P 2）、別表 1（P 21）》

【対 応】

過去に対象エリアを狭めたが、応札者が増えなかったこと及び仮に更なる分割をして発注した場合、地方部等で応札されない可能性があることから、原案のとおり、一括して発注する。

2. 民間事業者の創意工夫の活用について

【論 点】

本事業は、一般競争入札（最低価格落札方式）を採用し、入札時に改善提案を求めないこととしており、創意工夫による業務品質の向上、さらなる効率化、経費削減を事業実施中の努力義務に留めているが、適切であるか。《実施要項 1. 2（6）（P 10）》

【対 応】

質の面での競争は重要であるが、定型的な業務で創意工夫の余地は限られており、事前提案に基づき仕様書等を修正する場合、手続に時間を要することから、原案のとおり、事業実施中の創意工夫を求めることとする。

3. 意見募集結果への対応について

平成 25 年 12 月 13 日から同年 12 月 26 日まで、意見募集（パブリックコメント）を行った。1 者から 1 件の意見があったが、実施要項案の変更に至るまでのものはなかった。

以 上